

男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、静岡市男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めることとする。

1 業務の目的

令和3年6月実施の静岡市男女共同参画に関する市民意識調査では、1日に行う家事（育児や介護を含む）の時間について、男性の平均が1時間42分に対し、女性の平均が4時間53分と、約3倍の差があり、H30の同調査でも、男性平均1時間28分、女性平均4時間19分で、その差はほとんど縮まっていない。

近年、家事や子育てに積極的に参画する男性が増えている一方で、固定的な性別役割分担意識は依然として男性により強く残っていることから、男性が仕事だけでなく子育てなどに参画するよう意識改革を促し、家庭や地域など職場以外の場において積極的に役割を果たせるような事業を展開していくことが重要だと考えている。

また、先述の令和3年6月実施市民意識調査では、男性が「育児休業」や「介護休業」を取得することについて、「賛成する」と答えた男性は79%おり、男性の育児休業取得に関する機運が高まっている中、本事業を通して男性の家事・子育てへの参画を後押しし、女性が働きやすい環境づくりに取り組むことを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和5年度 市共委第5号

男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務

(2) 委託業務の内容

別紙「男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 委託見積上限額

729,240円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後の1回払いとする。

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく更生、再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例 11 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 選定スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期限	令和 5 年 4 月 17 日（月） 正午まで	質問表【様式 5】に記載の上、電子メールで提出すること。電話・ファックス等での質疑応答は行わないため注意すること。 詳細は「5」記載のとおり
質問回答	令和 5 年 4 月 19 日（水）中	静岡市ホームページに掲載する。個別には回答しないため注意すること。
プロポーザル参加申請書 及び企画提案書（添付書類一式を含む。）提出期限	令和 5 年 5 月 10 日（水）17 時まで	提出先：静岡市男女共同参画・人権政策課 （静岡市役所静岡庁舎 15 階） 詳細は「8」に記載のとおり
事前審査結果の通知 （実施した場合）	令和 5 年 5 月 12 日（金）17 時まで	詳細は「9」に記載のとおり
審査	令和 5 年 5 月 16 日（火）	詳細は「9」に記載のとおり
選定結果の通知	令和 5 年 5 月 24 日（水）以降	提案者すべてに通知する。

- (注) 1 選定結果等についての問合せには応じない。
2 最終選定結果の通知後、速やかに契約候補者に特定された業者と随意契約の手続を開始する。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式 5】に記載の

上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、質問メールのタイトルは「令和5年度 市共委第5号 男性の家事・子育て
参画促進事業企画運営等業務 質問票 (業者名)」とすること。

(2) 提出先

静岡市男女共同参画・人権政策課 E-mail : sankaku@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月17日(月)正午まで

(4) 回答方法

令和5年4月19日(水)中に静岡市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)

(2) 会社概要書【様式2】(1部)

(3) 類似事業実績報告書【様式3】(1部)

(4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)

(5) 企画提案書【任意様式】(紙媒体7部(正本1部及び副本6部))

(6) 商業登記簿謄本(1部。コピー可)

(7) 貸借対照表、損益計算書(直近1年分)(1部。コピー可)

(8) 見積書(1部)

(注) 1 内訳を記載すること。

2 見積金額は税込で記載のうえ、代表者印を押印すること。

3 市が上限と考える参考積算額は729,240円(消費税額及び地方消費税額を含む。)となります。

4 (4)暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】については、令和5年度に既に提出している業者は提出不要

7 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 書式等

ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも可

イ 企画提案書は紙媒体7部(正本1部及び副本6部)を提出すること。

ウ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

エ 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔にまとめること。

オ 散逸しないような形で綴ること。

(2) 記載項目

別紙「プロポーザル審査基準」(別紙)の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(3) 注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- ウ 企画提案書等の書類は、返却しない。
- エ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱う。
- オ 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- カ 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- キ 企画提案書の提出は1者につき1提案とする。
- ク 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例(平成15年4月1日条例第4号)第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

8 書類の提出方法、提出先及び提出期限

プロポーザル参加申請書、企画提案書及びその他書類は次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 静岡市市民局男女共同参画・人権政策課
- (3) 提出期限 令和5年5月10日(水)17時まで(郵送の場合は必着)
- (4) 受付時間 土日及び祝祭日を除く8時30分から17時まで
- (5) 提出部数
 - ア 企画提案書 紙媒体7部
 - イ プロポーザル参加申請書及びその他書類 紙媒体各1部

9 審査について

(1) 実施方法

- ア 審査は、企画提案書等の書類及びプロポーザル参加者による審査委員会の場でのヒアリング審査に基づいて行うものとする。
- イ プロポーザル参加者が5者を超える場合は、事務局において、企画提案書等による事前審査を実施し、上位と評価された5者により、審査委員会において企画提案書等の書類及びヒアリング審査に基づく審査を行うものとする。事前審査を行った場合、実施結果等については、令和5年5月12日(金)午後5時までに応募者全員に通知する。
- ウ プロポーザル参加者が5者以下であった場合には、事前審査は実施しないものとする。
- エ ヒアリング審査の詳細な時間・場所等は別途通知する。

オ 審査委員会の委員は審査基準（別紙）に基づき採点し、最高点の者を委託候補者として選定する。

なお、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価なものを委託候補者とする。

ただし、プロポーザル参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、評価点が、総得点の6割未満の場合は採択しない。

(2) 審査結果の通知

審査後速やかに、応募者全員に通知する。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出期限を超過した場合
- (2) 提出すべき書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式6】を提出すること。
- (2) 仕様書は特定された業者と協議の上、変更することがある。

12 問い合わせ

静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

男女共同参画・人権政策係（担当：小林）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎15階）

電話：054-221-1349 FAX：054-221-1782

E-mail：sankaku@city.shizuoka.lg.jp

プロポーザル審査基準

評価項目		点数	係数	評価点	
主旨・目的の理解度		5	2	10	
業務実施方針及び運営能力	体制・スケジュール	5	2	10	
	ワークショップ、座談会	市民向け	5	4	20
		企業向け	5	4	20
	家事・子育てシェアの啓発	5	5	25	
	独創性	5	1	5	
	実績	5	2	10	
合計				100	